

Title	日濠貿易の危機
Author(s)	谷口, 吉彦
Citation	経済論叢 (1936), 43(1): 62-84
Issue Date	1936-07-01
URL	https://doi.org/10.14989/130826
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷三十四第

行發日一月七年一十和昭

論叢

地方税に適當なる税種……………法學博士 神戸正雄
 現下の土地問題と自作農創設事業……………經濟學博士 八木芳之助
 フィンヤア利子説の難點……………文學博士 高田保馬

時論

日濠貿易の危機……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

世界大 戰前の日本朝鮮及滿洲の金爲替本位制……………經濟學士 松岡孝兒
 古典學派の貿易理論について……………經濟學士 松井清
 チューネンの人口論……………經濟學士 菊田太郎

說苑

市町村に於ける國政事務費……………經濟學博士 汐見三郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

時論

日濠貿易の危機

谷口吉彦

目次

- 一、差別關稅の根據
- 二、英濠間の政治・經濟關係
- 三、通商擁護法發動の意義
- 四、輸入許可制の效果
- 五、日濠協定の可能性
- 六、貿易構成及經濟構成への影響

一、差別關稅の根據

日濠貿易を調整し通商協定を成立せしめんとする日濠會商は、すでに昭和十年一月以來、兩國の間に繼續されつゝあつたが、本年四月に入つて濠洲側は新たに關稅引上および數量統制を計畫して協調的態度を棄てたため、交渉は全く停頓状態に陥つてゐた。然るに最近五月二十二日に至り、濠洲政府は突如として極めて高率の關稅引上および輸入許可制を發表し、甚だしく吾國の朝野を刺激して遂に通商擁護法の發動となり、兩國の貿易は今や全く梗塞状態に陥らんとする危険にある。吾々はすでに昭和九年七月『日濠貿易の調整』と題する一論を草して、兩國間の貿易調整

1) 外務省通商局日報第119號、昭和十年五月二十六日

につき論じたるが、その調整の行はれずして遂に今日の如き結果を見るに至りたるは、兩國のた
め誠に遺憾とする所である。この機會に於て更に前論を補充し、且つ新たな考察を加へんとす
るものである。

さて今回の問題は、單純なる高率關稅の引上および輸入許可制の實施といふ點にあるのでなく、
第一にそれが極端なる差別待遇を含んでゐる點と、第二にその差別待遇が濠洲にとり最も有利な
片貿易の状態にある吾國を不當に壓迫するといふ點と、この二つの點に問題の重心がある。差別
待遇は今回發表されたる輸入許可制にも含まれ、英吉利は特惠的に之から除外せられてゐる。け
れどもこの輸入許可制が現實に輸入制限となるかどうかは、今後の許可の程度如何に依存するか
ら、いま差當つての問題ではない。今日の現實の問題は、寧ろ差別關稅の高率引上にある。

濠洲の關稅は從來とても英本國に特惠を與ふる差別關稅であつた⁴⁾。然るに今回の發表において
はこの差別は實に比較にならぬ程度となつてゐる。左に從來の差別關稅と新關稅との比較を示す。

	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
人絹織物に對する	日本品 二五%	三五%	三五%	三五%	四〇%	四〇%	一〇八—四〇〇%
從來の差別關稅	英國品 二〇%	二五%	二五%	二五%	二〇%	二〇%	二・六—一七・五%

なほ新關稅を從價稅に換算して、人絹織物の種別により英國品と日本品とを對照せしむれば左
表の如くであると言はれる⁵⁾。

2) 拙著、貿易統制の研究 p. 367—394
本誌、第三十九卷、第一號所載
3) 外務省通商局日報、前掲號) p. 898 參照
4) 拙著、前掲書、p. 385—386.
5) 大阪朝日新聞 11. 5. 23.

	鹽	瀨	ポイル	ジョーゼット	鶉縮緬	ビス縮緬
一九三六年五月の	一〇九・〇	四〇〇・〇	一〇八・〇	一〇九・〇	二二五・〇	
人絹織物差別關稅	一七・五	二・六	三・〇	一七・五	三・〇	

そこで斯くの如き極端な差別關稅を課せられたる曉にも、尙よく吾が商品は輸出され得るか、その影響について、濠洲當局の言ふ所では、『人絹に就ては日本が依然主たる供給國たるべし。綿布は英國は大なる輸出増加を見るべきも、日本は依然相當大なる額を輸出し得べし』⁶⁾といふにあらるが、併し濠邦商の發表する所によれば、綿布類は全く輸入不可能となり、人絹布類は八割まで輸入不可能となると言ふ。何れにせよ吾が對濠輸出貿易は、之によつてその大部分を喪失するに至ることは明らかであり、またそれを目的として實施された政策である。

ところで斯くの如き極端なる差別關稅も、濠洲が自國の不利なる片貿易を調整するために行つたものか、或は國內産業の保護のために行つたものならば、貿易統制時代の今日においては、寔に已むを得ざる自衛策と言ふことも出来る。然るに事實は全く逆に、日濠貿易は周知の如く著しく吾國に不利なる片貿易であつて、この傾向は今日においても決して緩和されてゐない。左に最近五ヶ年における片貿易の状態を表示する。

それ故に貿易調整の意味ならば、斯くの如く著しき入超先に對しては、却つて吾國から進んで差別關稅または輸入割當制を實施して、濠洲からの輸入を阻止すると共に、濠洲側では吾が商品

6) 外務省通商局日報、前掲號 p. 899

第一表 最近の日濠貿易

	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	五ヶ年平均	三ヶ年平均
濠洲より輸入	二二三、三七七	一四、二七七	二〇、五八六	一九、七五七	三三、二八	一七、〇一七	三三、〇九〇
濠洲へ輸出	一八、四〇五	三六、八九五	五二、四二六	六四、四六二	七四、七九三	四九、一九七	三、七五七
吾國の入超額	四、九三三	七、三六三	一五、一七〇	三三、二九六	二六、三三三	三二、四三三	一八、九三三
輸入を〇〇とする輸出	一六、三	二七、五	三、一	三、六	三、八	二七、三	二九、九

に特惠を許容して、その輸入を増進せしむべき立場にあつた。然るに事實は前述の如く全く逆に現はれたのである。

然らばそれは國內工業の保護を目的として行はれたものか、なるほど一部の極めて輕微な商品、例へば鋳力・ゴム紐・鐵板・鋳力板・スリツパ等の或物は、之によつて多少は國內工業を保護しうるかの如く傳へらるゝが、併し重要輸出品たる人絹織物・綿織物に對しては、この理由は全く成立しない。蓋し綿布・人絹の如きは濠洲内においては殆んど生産されず、その大部分を輸入に仰げるのみならず、是等の製造業は濠洲に於て如何に保護獎勵するも、將來に大なる發展を期待し得ないからである。

かくの如く國內工業の保護にもあらず、貿易調整の目的にもあらずとせば、それは濠洲固有の理由に出でたものではない。一般に認めらるゝ如く、また彼等自身も公言するが如く、全く英本國との關係より來るものと言はねばならぬ。

二、英濠間の政治・經濟關係

濠洲は英帝國領土内において最も忠實なオツタワ協定の遵奉者である。吾國に對する極端な差別關稅の最も根本的な根據は、何よりも先づ第一に、この英濠間の政治關係、即ち英帝國ブロックを強化せんとする政治的理由にある。これは濠洲の國民構成および經濟關係より來る必然の結果でもある。何となれば同じ英帝國內にあつても、國民および經濟關係において全く異なる印度にあつては、すでに本年五月十三日オツタワ協定の廢案通告を發し、六ヶ月後における協定の失效を通告せるに對し¹⁾、濠洲に於ては今尙ほ益々之を強化せんとするからである。現に今回の關稅引上に際して、通商條約大臣ガレット氏が下院においてなせる演說の中にも、『オツタワに於て英政府は綿布及び人絹布に對する特惠を極めて重要視せるが、英國品は逐年低廉なる外國製品のため驅逐せられつゝあり。……濠洲は最早この事態を靜視することを得ざるを以て、關稅引上に至れるものなるが、右は全く英國産業及び濠洲産物の英國市場への依存性保護の必要に出でたるものなり』²⁾と言明してゐる。

印度の如く三億五千萬の土民を擁し國內工業の勃興しつゝある國と、濠洲の如く僅かに六百萬の移民子孫を有するに過ぎず而かも國內工業を殆んど有しない國とは、英帝國內の政治關係にも必然に親疎の差を生ぜねばならぬ。今回の關稅引上に反對すべき立場にある牧畜業代表者のアボ

1) 外務省通商局日報、昭和十一年五月二十二日號
2) 同上、五月二十六日號、p. 898-899.

ット氏でさへ、『英本國品に對し、濠洲市場に於て實質ある特惠待遇を與ふることを拒むものに非ず、また未だ曾て之を拒まんとせることもなし』³⁾と言つてゐる。また勞働黨首領カーティン氏でさへ『血縁關係に基き英國に對し特惠關稅を附與する以外には、濠洲は世界を一體と考ふべきものなり』⁴⁾として、英濠間の血縁的政治關係を重視してゐる。要するに濠洲は英帝國內にあつて地理的には最も遠隔なる代りに、政治的には最も近接せる國民であつて、この緊密な政治關係が、今回の問題の根柢に横たはる最も有力な理由である。わが國民は先づ『血は水よりも濃い』といふこの事實を十分に認識せねばならぬ。

第二に、併しながら政治關係は結局するところ上層構造に過ぎない。英濠間の政治關係が如何に緊密であらうとも、兩者の經濟關係が利害全く相反するものならば、その關係には自ら異なるものがあるであらう。然るに英濠間はこの點でもまた最も密接な關係にあり、この經濟關係の緊密がまた、今回の差別關稅の有力な他の根據となつてゐる。彼等もまた之を最も公然の表面の理由としてゐる。即ち前述のガレット氏の演說中にも言つてゐる。『英國は羊毛以外の濠洲原始產品に對する唯一の大市場にして、また羊毛に就ても第一の市場なり。諸外國はその門戸を閉鎖し、差當り濠洲原始產品に對する舊市場恢復の見込なし。濠洲の發展の爲には原始產品輸出の増加を必要とする所、是等は英國に賣込の外なし。他方英國品は外國品との置替に依らざれば、是等を買入るゝことを得ず、之がため許可制度の實施および關稅改正に決定したるものなり』⁵⁾と。

3) 前、五月五日、號、P. 731-732.
4) 前、五月五日、號、P. 879.
5) 前、五月五日、號、P. 898.

然らば濠洲の貿易における英本國および英帝國の地位はどうか、

第二表 濠洲貿易における英國の地位¹⁾

諸外國	濠洲より輸出 (%)					濠洲への輸入 (%)				
	一九二〇年	一九二一年	一九三一年	一九三三年	一九三五年	一九二〇年	一九二一年	一九三一年	一九三三年	一九三五年
英本國	四四・二三	四四・二六	四九・九七	四七・六六	四七・七六	四・九七	三九・六〇	四〇・六三	四二・五四	四三・三五
英帝國	五七・二六	五五・三二	五九・一九	五七・三二	五八・〇三	五四・〇七	五四・〇四	五八・五三	五八・五九	五九・六七
諸外國	四二・八四	四四・六九	四〇・八一	四二・七九	四三・九八	四三・九三	四三・九六	四三・四八	四二・六一	四〇・三三
	一九二〇年	一九二一年	一九三一年	一九三三年	一九三五年	一九二〇年	一九二一年	一九三一年	一九三三年	一九三五年
平均										
平均										

第二表によれば濠洲からの輸出のうちその四六%餘は英本國への輸出であり、更に他の屬領を加ふる時は、五六%餘まで英帝國領土内への輸出である。また濠洲への輸入は、四一%まで英本國より來り、屬領を加ふる時は五六%まで英帝國より來るものである。即ち輸出入ともに英本國は四割以上を占め、英帝國は五割以上を占める。之によつて濠洲が如何に英本國に忠誠にして、また英帝國ブロックの強化に熱心なるかの經濟的根據をうかぶことが出来る。

第三表 羊毛および小麥の輸出先

諸外國へ	羊毛輸出先 ²⁾ (%)					小麥輸出先 ³⁾ (%)				
	一九二〇年	一九二一年	一九三一年	一九三三年	一九三五年	一九二〇年	一九二一年	一九三一年	一九三三年	一九三五年
英本國へ	三三・〇五	三六・八九	三二・五三	三〇・九三	四〇・七七	五三・〇〇	三三・五六	三八・六四	四二・七八	三三・九三
諸外國へ	六七・九五	六三・一一	六八・四七	六九・〇八	五九・二三	四六・八〇	六六・四三	六一・三六	五七・二三	二六・〇八
	一九二〇年	一九二一年	一九三一年	一九三三年	一九三五年	一九二〇年	一九二一年	一九三一年	一九三三年	一九三五年
平均										
平均										

1) Official year book of the Commonwealth of Australia 1935, p. 256-258.
 2) ibid., p. 693 より算出 (價額歩合)
 3) ibid., p. 709 より算出 (數量歩合)

更に主要輸出品たる羊毛および小麥について英本國の地位を見るに第三表の如くである。

即ち羊毛における英本國の地位は、貿易全體における程には重要ではないが、それでも三四%以上を占める。小麥については羊毛以上に重要な地位を占め、ほゞその半額を輸入する状態にある。

それ故に英濠間の經濟關係は、他の何れの國よりも優れて重要である。而かも兩國の貿易は著しく濠洲側の出超を示してゐる。従つて濠洲が他國を犠牲に供しても、尙ほ英國商品に特惠に興へんとするは全く根據なきことではない。日濠問題は結局するところ日英問題に歸着すると言はれるのは、この意味においてである。

三、通商擁護法發動の意義

それ故に通商擁護法發動の効果を過信してはならない。それが如何なる意義をもつて發動さるべきか、または如何なる効果を之に期待しうるかにつき、最初から十分の検討をして、最も効果的なる方法において發動されねばならぬ。

尤も彼我の貿易杜絶による打撃は、之を一般的に論ずる限り、濠洲側において遙かに大きいと言はねばならぬ。何となれば彼我の貿易における相互重要な程度は、遙かに相違するからである。すでに他の機會に検討せるが如く、吾國における對濠貿易の地位は、輸出において三%以内、輸

1) 拙著、貿易統制の研究、p. 377-382.

入において一〇%以内である。然るに濠洲における對日貿易の地位は、輸出において一二%内外、輸入において六%内外である。而して世界的生産過剰の今日においては、輸出市場は輸入市場に比しより重要であるから、此點より見る時は、吾國の三%の打撃に對して、濠洲側は一二%の打撃となる。たゞ問題は濠洲側がこの打撃を英國に轉嫁しうるか、具體的には吾國の不買せる羊毛・小麥等を、それだけ英國に輸出しうるかにある。羊毛については濠洲の總生産量と英國の總輸入量とは、ほど接近してゐるから、姑らく價格と品種を度外におくならば、英國への輸出増加は大いに期待しうる様である。また英國の小麥輸入量は、濠洲生産額の二倍乃至三倍に達するから、同じ意味において小麥の對英輸出は増加しうる筈である。こゝにもまた通商擁護法の効果を過信すべからざる理由がある。

それ故に吾國の一部に信ぜらるゝが如く、通商擁護法の發動さへあれば、直ちに濠洲側を屈服せしめるかの如く考ふべきではない。之を效果的に活用するためには、具體的なる發動方法につき研究する要がある。『貿易調節及通商擁護法』には次の如く規定されてゐる。

第一條 政府ハ外國ノ執リ又ハ執ラントスル措置ニ對應シテ、貿易ヲ調節シ又ハ通商ヲ擁護スル爲テニ必要アリト認ムルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、關稅調査委員會ノ議ヲ經テ、期間・物品ヲ指定シ、關稅定率法別表輸入稅表ニ定ムル輸入稅ノ外、其ノ物品ノ價格ト同額以下ノ輸入稅ヲ課シ、若ハ輸入稅ヲ減免シ又ハ輸出若ハ輸入ノ禁止若ハ制限ヲ爲スコトヲ得

之によれば具體的な發動方法は、(一)輸入稅の追課減免、(二)輸出人の禁止、(三)輸出入の制限の三つよりないが、いま濠洲に對する場合について見るも輸入關稅か、輸入禁止または制限か、

何れかを選択せねばならぬ。この選擇は一に通商擁護法發動の意義を如何に把握するかに依存する。

羊毛および小麥に輸入關稅を課するとせば、それは必然に差別關稅または複關稅とならねばならず、濠洲からの輸入に課稅し、他の地方からの輸入に免稅することによつて、羊毛および小麥の輸入先を轉換することが出来る。迂回輸入を防止するためには、原產地證明書を要求することが出来るし、この方法も實行不可能ではない。たゞこの場合には通商擁護法の發動をもつて、或程度に永續的な恒久的對策と做してゐる。而して恒久對策として原料課稅をなすことは、國民經濟および國民生活より見て許さるべきでない。蓋し原料課稅はその産業を壓迫しその輸出を阻害するのみならず、國內價格を引上げて國民生活を脅かすからである。

通商擁護法は寧ろ一時的な緊急對策として急速に發動し、また效果の現はれたる時は急速に撤回すべきである。従つてその具體的方法もまた、斯くの如き緊急對策としての效果を十分ならしむる方法を選ばねばならぬ。この意味において輸入關稅の賦課は效果的ではない。蓋し或程度の關稅はダンピングによつて突破しうべく、濠洲側の打撃は比較的に大きくないからである。

之に比すれば輸入禁止または輸入制限の與ふる打撃は、遙かに急激であり深刻である。従つて緊急對策として發動せしむる限りは、この何れかによるを適當とする。たゞ輸入禁止は餘りに過激であるのみならず、輸入期にあらざる今日において之を實施するも、實效は少いばかりでなく、

却つて濠洲側をして之に對する對策を準備せしむることとなる。輸入制限は例へば巷間の三分の一説として現はれつゝあるが、これまた實效上は輸入禁止と同様の缺陷があり、且つ三分の一説は一の恒久對策として考へられるものである。

要するに通商擁護法の發動は、之によつて濠洲經濟に對する吾國經濟の重要性を認識せしめ、彼等に對して反省の機會を與ふることにより、公平なる協定に到達せしめんための一時的の便宜手段として、一の緊急對策として採らるゝものである。この點より見る時は、一定の輸入關稅を賦課することも、輸入數量の制限または禁止を一定することも、何れも十分に有效なる手段ではない。傳へらるゝが如き輸入許可制は、この點において最も有效なる方法であると考へられる。

四、輸入許可制の効果

輸入許可制 (Licence system) は周知の如く一定商品の輸入につき政府の許可を必要とする制度である。¹⁾主としてドイツその他の爲替管理國において、輸入制限の方法として採用せらるゝ所であるが、併し必ずしも輸入制限とは限らない。この方法の特徴は、政府の許可を如何なる程度に與ふるかによつて、伸縮自在の輸入統制をなしうる點にある。即ち政府が全く許可を與へざる場合には、實質上は輸入禁止となり、反對にまた政府が全く自由に許可を與ふるならば、自由貿易と何等異なるものでない。この兩極端の中間にあつて、如何なる程度の許可を與ふるかにより、輸

1) 拙著、貿易統制の研究、p. 86-87.

入制限の程度が決定されるわけであるから、輸入許可制の一方法の中に、輸入禁止も輸入自由も輸入制限も包含されてゐるのみならず、之を實施したる後においても、右の三者のうち果して何れを選ぶかは豫斷されない所にこの方法の特徴がある。この特徴は今日の如き日濠關係の情勢において、通商擁護法の効果を十分に發揮する上に極めて重要である。

すでに通商擁護法を發動せしめ、輸入許可制を實施したりとするも、之をもつて直ちにその効果を期待することは出来ない。蓋し輸入許可制は前述の如く極めて廣汎な政府の自由裁量を殘すものであるから、その運用よろしきを得れば、極めて有効な武器となりうる代りに、その運用を誤れば何等の効果も期待し得ないこととなるからである。それ故に輸入許可制を如何にして有効に運用すべきかは、今後における最も重要な問題を構成するわけである。

然らば輸入許可制は如何なる場合に最も有効な結果を現はすか、前にも述ぶるが如く、通商擁護法の發動の意義は、之によつて吾國の經濟的重要を現實に認識せしめ、濠洲側に反省の機會を與へて協調的態度に出でしめんとするにあるから、具體的には輸入許可制のために蒙むる濠洲の影響を最大ならしむることが必要である。即ち假りにそのために彼地の羊毛・小麥が暴露するに至れば、農牧生産者は到底これに堪え切れず、之に動かされて濠洲政府も遂にその態度を一變せねばならぬに至るからである。そこで問題は輸入許可制を如何に運用することによりて、濠洲の羊毛相場または小麥相場に最大の影響を與へうるかと言ふことに歸する。

そのために何よりも必要なことは、吾國の對濠輸入ことに羊毛輸入を組織的に統一することである。從來わが國の羊毛工業者は、自ら直接に原毛買付をなさず、所要羊毛の品種と價格とを指定して、羊毛輸入業者を通じて委託買付をなすつゝあるが、この羊毛輸入業者は三井物産・三菱商事等々の七社あり、これらが濠洲の羊毛驛市場に出て買付けをなすものである。²⁾この方法は二十に近き多數の羊毛工業者が、自ら競争的に買付をなすに比すれば、有利なること言ふまでもないが、併し尙ほ七社が競争的に驛市場に買付をなすことは、決して有利な方法とは考へられない。この點につき専門家の見る所を左に引用する。

『現在の我國羊毛買付方法は以上の如くなるが、此の制度は各羊毛工業者をして各個に相競つて買付をなし、値段を驛り上げて殊更らに高價なる羊毛を買付くる結果を招くこととなる。又羊毛買付人は指値に基き買付くるのみにて、不統一なる競争による値段の昂騰には何等利害關係がない。結局我羊毛工業者は無理なる競争によつて莫大なる犠牲拂ひ、徒らに濠洲其他産毛國の産毛業者を利するの愚を敢てしつゝある有様である。羊毛工業の業績は一に羊毛買付の如何によつて左右せらるゝと云はるゝ程の重要事なるに拘らず、斯くの如きは實に遺憾至極にして、我國羊毛買付高の巨額に達せる今日、依然斯かる幼稚なる制度を存續することは、其れによつて來る不利益莫大にして、實に國家的大損失と謂ふべく、何とか改善せねばならぬ』云々

誠に至言といふべきである。然るにこの主張に反對する論者は、羊毛價格は濠洲の公開驛市場

において世界各國の競争の結果として成立するものであるから、決して吾國は高値買付をなすのではない。また羊毛工業者が買付を委託する時には、必ず採算上から一定の limit を付して委託するのであるから、決して不利な買付をなしてゐないと主張する。なるほど吾國のみが特に高値買付をなしてゐるわけではないが、併し多數の者が競合つて買付をなす現状では、之を統一した

2) 梅浦健吉著、羊毛工業、p. 104.

3) 梅浦健吉著、羊毛工業、p. 120-121.

場合に比して、そこに成立する羊毛相場を引上げるとは疑ない。ことに新興羊毛工業國としての日本の影響力は顯著であり、『濠洲市場の如きは我國の買付が殆んど市價を左右し居るが如き情勢なる』⁴⁾に於ては尙更である。また羊毛工業者は一定の採算上から原毛買付をなすには相違ないが、併しその採算は内地の製品價格を一應の基礎として、原毛價格の *margin* を割出すのであるから、それは原毛の高値買付を否定する事實とはならない。何れにせよ從來の原毛買付方法は理想的ではない。

新たに輸入許可制を実施して、その効果を十分に發揮するためには、かくの如き亂脈なる輸入方法を統一して、單一の輸入機關を結成せしめ、政府と協力して最も敏活なる活動をなすでなければ、その威力を最大に發揮することは出来ない。例へば必要なる時期には急速に買付けて原毛確保をなすと同時に、また必要なる時期には急速に買付を停止して、吾國の重要性を示さねばならぬが、かくの如き敏活な統一的活動は、今日の如き輸入組織では到底不可能である。輸入業者をして輸入組合を組織せしむること固より必要ではあるが、併し假りに輸入組合を組織し、また許可數量を制限したところで、プーリングその他による單一の輸入組織を結成せしむるでなければ、相互の買付競争が持續されては、十分の効果を期待することは出来ない。たとひ輸入組合を結成せしめたところで、輸入統一の行はれざる以上は、各個の輸入業者に對する許可數量は、例へば月々に前年度の二分の一または三分の一と決定せられ、その範圍内において競争買付をなす

4) 前掲書 p. 121.

の外ないから、かくの如き機械的方法では、或時期には昨年の二倍も三倍も買付け、或時期には全く不買を斷行するといふが如き敏活自由な活動をなして、通商擁護法の威力を十分に發揮することは出来ないからである。

五、日濠協定の可能性

通商擁護法の發動は決してそれ自身を目的とするものではない。かりに之が理想的の進展を示してその目的を達したとすれば、濠洲政府は今回の措置が結局において自國の經濟窮迫を將來するものであることを自覺して、従來の態度を改めて吾國との間に通商協定を成立せしめんとするであらう。吾國の目的もまた結局はこの外に出ないのであるから、今後の展開が理想的に進行したとすれば、それは日濠協定の成立となつて結果されねばならぬ。それは果して可能か否か、可能とすれば如何なる内容において成立しうるか。

一般にこの種の協定成立の妨害は、最初の出發點にある。日蘭會商でも日埃會商でも、未だ會商の内容に立入らざるに先立ち、協商開始の條件として双方から従來の措置の撤廢を要求し、直ちに最初の難關に逢着する場合が多い。これは對等の地位において會商せんとする理論からは正當ではあるが、併し協定成否の未定なる最初から従來の條件をすべて撤回せしむるは困難である。協定さへ成立すればすべては解消さるべき問題であるから、最初は現状そのまゝにおいて、

即ち濠洲側の差別關稅も輸入許可制も、また吾國側の通商擁護法も總てそのまゝにして、會商を開始して差支ない。直ちに協定の内容につき商議すべきである。

日濠協定の内容は、結局は相互の差別關稅と輸入許可制を撤回して、交換貿易制を成立せしむることとなるであらう。即ち一定の羊毛・小麥の輸入に對して、一定の綿布・人絹織物を輸出するにある。問題はその數量關係の規定如何にある。

この場合に一應の基準となるものは、常に過去の數字である。いま參考のために、最近三ヶ年の輸入數量を示せば第四表の如くである。

第四表 濠洲よりの輸入數量

	日本側の數字 ¹⁾				濠洲側の數字 ²⁾			
	昭和八年	昭和九年	昭和十年	平均	一九三一年	一九三二年	一九三三年	平均
羊毛	一七〇、五六三 <small>百斤</small>	一一五、三三〇	一七七、〇三二	一五三、六六六 <small>(一九三三年)</small>	一六八、七六七 <small>封度</small>	一七〇、四四〇 <small>五九</small>	一六三、三五五 <small>五九</small>	一七〇、七七二 <small>二〇</small>
小麥	六五五、三三二 <small>百斤</small>	四四五、〇三五	五五五、八〇四	五五五、〇〇〇 <small>(一九三三年)</small>	三二四、四二四 <small>蒲ッセル</small>	一七八、九六三 <small>三六</small>	七七一、〇三三	一五三、六三三 <small>(一九三三年)</small>
								七八六、六六六 <small>(一九三三年)</small>

今かりに吾國の數字に據るとすれば、羊毛約一億五千萬斤即ち約六十五萬俵と小麥約五億五千萬斤の輸入となる。濠洲側の數字は必ずしも之と一致せず、羊毛約一億八千萬封度即ち約六十萬俵、小麥約千五百萬蒲ッセル即ち約七百八十萬俵となつてゐる。兎もかく羊毛輸入は六十萬乃至

1) 大藏省、外國貿易月表、昭和十年十二月號

2) Official yearbook of the Commonwealth of Australia, 1935, p. 692, 709.

六十五萬俵と見ることが出来る。之に對して吾國より輸出した綿布および人絹織物の數量を見るに第五表の如くである。

第五表 濠洲への輸出數量

綿織物 人絹織物 ¹⁾	昭和八年	昭和九年	昭和十年	平均
	方碼 五九三〇〇 方碼 三二五二〇〇	方碼 七四九〇八 方碼 三九七六七	方碼 八六三四一 方碼 五八〇一七	方碼 七〇二四二 方碼 四三三三三

假りに之によるとせば、綿織物およそ七千二百萬方碼、人絹織物およそ四千三百萬方碼となる。今かりに輸出國の數字によるとすれば、羊毛六十萬俵・小麥七百八十萬俵の輸入に對して、綿織物七千二百萬方碼・人絹織物四千三百萬方碼を輸出しうるわけである。然らばこのバーター制は之を金額上より見れば如何なる關係にあるか、過去三ヶ年の貿易價額によれば第六表の如くなる。

第六表 日濠主要品の貿易價額

濠洲より輸入 計	昭和八年		昭和九年		昭和十年		平均	
	羊毛	小麥	羊毛	小麥	羊毛	小麥	羊毛	小麥
羊毛 一五五三三 小麥 三八六六七 計 一〇四〇〇二	羊毛 一五二四一 小麥 三〇三三二 計 一八二七四	羊毛 一八〇〇七 小麥 三〇九三三 計 二二〇四〇	羊毛 一七七一三 小麥 二六九六三 計 三三九三六	羊毛 一七七一三 小麥 二六九六三 計 三三九三六	羊毛 一七七一三 小麥 二六九六三 計 三三九三六	羊毛 一七七一三 小麥 二六九六三 計 三三九三六	羊毛 一七七一三 小麥 二六九六三 計 三三九三六	羊毛 一七七一三 小麥 二六九六三 計 三三九三六

1) 昭和八・九年份は、日本人絹聯合會『人絹計表』昭和九年 p. 14-15に據る。

即ち是等の諸商品の價格が過去三ヶ年の平均状態にあるものとせば、右の交換貿易制バーターシステムは甚だしく金額上の不均衡を含むこととなる。即ち羊毛・小麥の輸入は約一億九千四百萬圓なるに對し、綿織物・人絹織物の輸出は僅かに四千四百萬圓に過ぎず、一對四・四の不均衡である。

この種の協定において最も注意すべき要件は、單に絶對的の過去の數字にのみよらず、その相對的數字即ち最近の傾向を斟酌するにある。例へば増進傾向にあるものと減退傾向にあるものは、等しく過去三ヶ年の平均を見る場合にも、著しくその意味を異にせねばならぬ。この點より見る時は、濠洲からの輸入品は羊毛も小麥も大體は停頓状態にあるに反し、吾國からの輸出品は二つとも著しく増進傾向にある。殊に人絹織物の躍進は顯著にして、三年間にほゞ三倍化してゐる。それ故に一方にはこの事實を考慮し、他方には著しき片貿易の状態を考慮して、兩國のバーターは必ずしも過去三ヶ年の數字に據らず、それよりも遙かに吾國にとり有利な様に決定されねばならぬ根據がある。それにしても右の四品のバーターでは、吾國の入超は免がれることは出來ない。従つてその代りに他の諸商品即ち主として雜貨類の輸出によつて多少でも之を補填せねばならず、雜貨類の中にはイギリス産業および濠洲産業と衝突しないものも多く含まれる筈であるから、是等の雜貨類について、その將來の無稅輸入を同時に保證せしむればよいわけである。

斯くの如きバーター制の成立する時は、吾國は之によつて必要な原料を確保すると共に、或程度の輸出を維持し得るし、濠洲側もまた重要輸出品の市場を確保すると共に、イギリスの要求す

る邦品防遏を或程度に達成することが出来て、兩國經濟のために最も望ましき結論に達することとなる。通商擁護法の發動が豫想通りの進展をなしたとすれば、この結論に到達しうる筈である。さきに印棉不買の結果として日印協定によるパートナーの成立したのは、その協定内容の成否は別として、ほゞ之と同様の進展を見たものであつた。

六、貿易構成および經濟構成への影響

日濠問題の進展は併しながら日印問題と同様には考へられない。前にも述ぶるが如く英濠間の政治・經濟關係は、英印間のそれとは著しくその趣を異にする上に、日濠經濟はまた日印經濟と同様でない。従つて通商擁護法の發動が豫期の効果を收めるためには、前述の如く少なからぬ工夫と努力を要するわけであるが、假りに之が期待したる効果を收めず、即ち濠洲を反省せしむるだけの威力を發揮し得なかつた場合には、問題は永續的の恒久對策となり、濠洲側はその高率關稅と輸入許可制を強化し來り、吾國もまた羊毛・小麥の輸入許可制と他商品の關稅を強化して、彼我の貿易は殆んど梗塞状態に陥りながら、或期間は繼續するものと考へる。然る場合には兩國の經濟は如何なる打撃または影響を受けるであらうか、それが兩國の貿易構成および經濟構成の上に、如何なる變化を及ぼすであらうか。

第一に濠洲側の受ける打撃の程度は、羊毛および小麥市場としての吾國の地位に依存する。い

最近五ヶ年における濠洲の羊毛および小麥の輸出先を示せば第七表の如くである。

第七表 濠洲羊毛及小麥の輸出先

		英 國		日 本		白 耳 義		佛 國		獨 逸		伊 太 利		合 衆 國	
		數 量	百分比	數 量	百分比	數 量	百分比	數 量	百分比	數 量	百分比	數 量	百分比	數 量	百分比
羊	1930—31	837 734 ^英	31.8 [%]	508 421	19.1	253 366	9.5	496 936	18.7	347 032	13.0	123 048	4.6	71 707	2.7
	1931—32	985 227	35.8	628 310	22.8	223 039	8.1	391 117	14.2	274 701	10.0	189 207	6.9	33 909	1.2
	1932—33	939 524	30.9	631 369	21.4	320 430	10.5	435 505	14.3	387 503	12.8	213 962	7.0	19 785	0.6
	1933—34	835 160	30.6	571 031	20.9	358 204	13.1	240 289	8.8	415 031	15.2	200 894	7.4	19 292	0.7
	五ヶ年平均	944 595	33.7	599 001	21.3	320 745	11.4	367 988	13.1	305 164	10.9	157 364	5.6	32 886	1.2
毛 ₁₎	1929—30	21 438 ^{千ツツセル}	53.2 [%]	2 811	7.0	408	1.1	186	0.5	—	—	3 261	8.1	—	—
	1930—31	39 995	33.6	17 676	14.8	2 016	1.7	350	0.3	193	0.2	12 697	10.1	—	—
	1931—32	49 219	38.6	21 464	16.9	1 892	1.5	163	0.1	204	0.8	8 195	6.4	—	—
	1932—33	50 939	42.6	17 896	15.0	826	0.7	—	—	46	—	3 656	3.1	—	—
	五ヶ年平均	41 290	48.4	13 513	13.2	1 036	1.0	149	0.2	88	—	5 702	5.7	—	—
小麥 ₂₎	1929—30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1930—31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1931—32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1932—33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	五ヶ年平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

そこで濠洲側にとつての問題は、吾國の羊毛市場(二一・三%)と小麥市場(一三・二%)との代り
を何れの市場に求むべきかにある。假りに吾國がこゝに失ひたる羊毛・小麥の總てを他の市場に
求めるとせば、それだけ新市場の價格を引上げることとなるから、從來そこに買付けてゐた第三
國は、吾國に代つて濠洲市場に買付けるであらう。従つて濠洲市場は何等の實質的影響を蒙らず、

1) 日本羊毛工業會、羊毛工業統計年表 昭和九年度 I. 25.
2) Official year book of the Commonwealth of Australia, 1935, p. 709.

たゞ謂はゆる貿易通路の轉換が行はれたに過ぎない。彼等もまた之を豫想して今回の措置を採つたものと思はれる。その限りこの考へは誤りではない。たゞ問題は吾國が果してそれだけの羊毛および小麥を他の市場に求むるか否かにある。

第二に吾國にとつての打撃は、綿布および人絹の輸出市場を失ふことよりも、寧ろ原料輸入の困難を來す點にある。そのうち小麥は増産計畫を進めて自給政策を確立することゝなるべく、然らばそれだけ世界市場は縮減されるから、前述の濠洲小麥の市場轉換は困難となつて來る。羊毛については一應わが輸入市場の轉換を考へねばならぬ。いま世界主要國の羊毛輸出高を示せば第八表の如くである。

第八表 主要國の羊毛輸出數量

	一九三〇—三一年	一九三一—三二年	一九三二—三三年	一九三三—三四年	一九三四—三五年
濠洲 （生産數量）	二六二、八〇〇 <small>（俵）</small>	二七三、二三三	三〇七、八五五	二七六、七六〇	二八二、五九六
ニュージーランド	七八五、〇〇〇 <small>（俵）</small>	七四〇、〇〇〇	七五八、七一九	七四三、三九六	七〇三、五五六
南阿聯邦	二六九、六五五 <small>（千封度）</small>	二八七、〇四三	三〇〇、一九三	二八、五五三	二五、二二八
アルゼンチン	三三五、九〇四 <small>（俵）</small>	三五九、八一九	三三三、〇〇〇	四〇五、四三一	三三三、〇五六 (六九四、二五三俵)
ウルグアイ	一四九、〇五一 <small>（俵）</small>	一五〇、四九〇	九三、〇〇〇	一三三、四〇〇	三三三、〇五六 (九九九、一六八) 九四、〇一九 (二八二、〇五七)

吾國の輸入約八十萬俵のうち三十萬俵を南米およびニュージーランドに轉換し、二十五萬俵を

南阿に買付け、殘餘の二十五萬俵を濠洲買付と國內對策とに求めるとせば、吾國は大なる困難なくして濠洲買付を最大三分の一に減少することが出来る。こゝに國內對策とは、ステープル・ファイバーの増産や綿絲の混織や消費の節約等を意味する。この國內對策の進展する程、世界の羊毛市場はそれだけ狹隘化するから、濠洲羊毛の打撃は少くない。換言せば問題が單なる貿易通路の變化に留まるならば、濠毛もまた單にその輸出先を變更するに止まつて、大なる打撃を蒙るものではないが、それが吾が國民經濟の内部構成の變更を招來することゝならば、濠洲側もまたその内部構成の變更を餘儀なくされることゝなる。

而して吾國が之を契機に羊毛工業の原料國策を根本的に檢討することは、吾國の經濟および貿易を健實に發展せしむるものであるが、濠洲側がその國民經濟の構成變化を實現することは容易でない。蓋し濠洲は種々の事情より工業化しえず、永續的に農牧國として羊毛と小麥の上に立國せねばならぬ。ことに羊毛は濠洲における最重要産業であり、その價格如何は直ちに濠洲全般の經濟界を支配する程なるに、自ら好んで羊毛市場を狹隘化するが如きは、自ら墓穴を掘るに等しい。之を契機として吾國および世界の人造羊毛の完成を促がすことゝもならば、生絲に對する人絹以上の難問題を、濠洲農牧民の上に加ふることゝなる。

かく考ふれば之を永續的の恒久對策として見る場合にも、その影響または打撃は、吾國よりも寧ろ濠洲側において甚大である。羊毛工業は生絲・綿絲・人絹に次いで、吾が國民に残されたる

唯一の纖維工業であり、如何なる壓迫を蒙つても、結局は世界的水準に達すべき吾國の新興工業である。なるほど今日までの所では、濠毛輸入の數量は英國に及ばないけれども、その發展の趨勢より推算するならば、遠からず英國を凌駕して、世界隨一の濠毛顧客となるべき運命にある。之は同時に濠洲經濟の繁榮と發展に外ならぬ。原料供給國たる濠洲と、製造工業國たる吾國との間には何等の矛盾も衝突もなく、相互に永久に繁榮し發展しうる根據がある。たゞ第三國の政治的介入のために、兩國の關係が歪曲されてゐるに過ぎない。この根本的認識の上に立つて、今回の問題もまた相互の互讓協調により、兩國の共存共榮のために、公正なる解決を齎らしうるものと考へる。(一一・六・二〇)